

平成 29 年度学校図書館司書教諭講習案内

福 島 大 学

1. 目 的

この講習は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委託を受けて行う講習で、平成 29 年度学校図書館司書教諭講習実施要項に従って実施します。

2. 受講資格

次の各号の一に該当する者であること。

- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の免許状を有する者。

〔学校図書館司書教諭の資格は教諭の免許状を有する者に付与されますので、免許状を有していることが必要です。〕

- (2) 大学に 2 年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者。

〔学校図書館司書教諭の養成促進のため、免許状を有していない者でも、この条件を満たしていれば受講可能ですが、在学中に全科目の単位を修得した場合でも、学校図書館司書教諭の資格は教諭の免許状取得時から効力が発生することになります。〕

3. 学校図書館司書教諭資格を得るために必要な科目及び単位数

学校図書館司書教諭の資格を得るためには、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条に規定する以下の 5 科目 10 単位を修得することが必要です。

講 習 科 目 名	単 位 数
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2
学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成	2
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2
読 書 と 豊 かな 人 間 性	2
情 報 メ デ ィ ア の 活 用	2

4. 本学が開講する講習科目、日程及び担当講師

平成 29 年度に本学では、2 科目（4 単位）を開講します。その他の 3 科目（6 単位）については、他の講習実施機関にて受講・修得してください。

講習科目名	単位数	開講日程・担当講師
学校図書館メディアの構成 (*)	2	8月1日(火)～4日(金) 新藤 透 (米沢女子短期大学准教授)
読書と豊かな人間性	2	8月18日(金)～19日(土)、21日(月)～22日(火) 伊藤 弘昭 (東北文教大学短期大学部准教授)

(*) 教科書の指定：緑川信之編『学校図書館メディアの構成 第二版』学文社

受講を希望される方は講習日までに事前に購入をお願いいたします。

5. 講習時程表

(120分講習) 9:00～11:00	休憩	(110分講習) 11:10～13:00	昼食休憩 (40分)	(110分講習) 13:40～15:30	休憩	(110分講習) 15:40～17:30
------------------------	----	-------------------------	---------------	-------------------------	----	-------------------------

※4日間で30時間の講習になります。

6. 会 場 福島大学 (教室は、決定次第本学ホームページに掲載します。)

交通機関：JR 東北本線金谷川駅下車徒歩 10 分

(詳細は、本学ホームページの交通アクセスを参照ください。)

7. 受講者定員 各 40 名

8. 申込先(連絡先) 〒960-1296 福島市金谷川1番地(総合教育研究センター内)

福島大学教務課 学校図書館司書教諭講習担当

E メールアドレス: kyoiku-s@adb.fukushima-u.ac.jp

TEL: 024-548-8017 FAX: 024-548-6631

※連絡事項は、不在時の相互アクセス等利便性のため、できる限り E メールをご利用ください。

9. 申込受付期間及び申込方法

平成 29 年 6 月 5 日(月)～6 月 23 日(金) (必着) の期間に郵送にてお申し込みください。

なお、封筒の表には「学校図書館司書教諭講習申込書」在中と**朱書**してください。

10. 提出書類

- (1) 平成 29 年度学校図書館司書教諭講習申込書（必ず別添の本学指定用紙を使用してください。）
 - (2) 前記 2 の(1)による受講資格者（教員免許状所有者）については、教育職員免許状授与証明書 1 通（複数の免許状を有する場合はいずれか 1 通）
なお、現職教諭については、各自所有する教員免許状の写しに、所属学校長による『原本と相違ない』旨の証明（公印押印のこと）をもって授与証明書に替えることができます。
 - (3) 前記 2 の(2)による受講資格者については、大学が発行する『2 年以上在学し、62 単位以上を修得した』旨の証明書 1 通
 - (4) 学校図書館司書教諭講習規程第 3 条に規定する司書教諭の資格に必要な科目のうち、一部の単位を大学若しくは司書講習等で修得した者は、既に修得した単位の修得証明書 1 通（今回の講習で不足の単位をすべて修得する予定の者のみ／コピー不可）
 - (5) 改姓等により、所有している免許状又は証明書の記載事項と異なっている場合には、戸籍抄本 1 通
 - (6) 郵便番号、住所、氏名を記入した、**92 円切手貼付**の「受講許可通知書」送付用封筒 1 通（長形 3 号=23.5 c m×12.0 c m）
 - (7) 郵便番号、住所、氏名を記入した、**450 円切手貼付（簡易書留扱い）**の「単位修得証明書又は修了証書」送付用封筒 1 通（角形 2 号=33 c m×24 c m）
- ※ 提出された書類は、この講習の目的以外には使用しません。(6) 及び (7) 添付漏れの場合は、**受講許可通知書を発行できません**のでご注意ください。

11. 受講者の決定

- (1) 受講希望者が定員を超えた場合には、次の順序及び申込み順により受講者を決定します。
 - ① 既に大学等で資格取得のための単位の一部を修得し、今年度の講習を受講することにより修了証書が授与される見込みの者。
 - ② ①以外の者。
- (2) 受講許可通知は、7 月中旬に行います。（7 月 20 日を過ぎても受講許可通知書が到着しない場合には前記 8 の連絡先までお問い合わせください。）

12. 単位の認定及び単位修得証明書の授与

- (1) 科目ごとに「出席時数」及び「試験又はレポート」によって単位を認定します。
- (2) 本学が開講する講習科目の合格者には、本学より単位修得証明書を授与します。（証明書送付は平成 29 年 10 月予定。なお、以下 (3) に該当する者は修了証書に合わせて送付します。）
- (3) この講習を修了し、所定の単位（5 科目 10 単位）を修得した者に対しては、文部科学大臣が修了証書を授与します（授与時期は平成 30 年 3 月予定）。

13. 受講料

受講料は無料です。ただし、参考書、教材、交通費等その他の費用は各自負担となりますので留意願います。

14. そ の 他

- (1) 宿泊等の幹旋は行いません。
- (2) 福島大学へ来学の際は、公共交通機関の利用をお願いいたします。大学構内の駐車場をご利用いただくことも可能ですが、台数が限られているため駐車場所の保証はできかねます。
- (3) 受講時は、受講許可通知書を携帯してください。
- (4) その他、本学が開講する学校図書館司書教諭講習に関するお問い合わせは、前記 8 の連絡先までお願いいたします。

15. 書類参加について

「学校図書館司書教諭講習規程」第 3 条に規定する司書教諭に必要な科目（5 科目 10 単位）をすべて修得している者は、次の書類申請を行うことにより修了証書が授与されます。

(1) 申 込 先

前記 8 の申込み先へ所定の関係書類を送付してください。

(2) 申込受付期間及び申込方法

前記 9 と同じです。**期限厳守で申込願います。**なお、封筒の表に「学校図書館司書教諭講習 書類参加申込書在中」と**朱書**してください。

(3) 提出書類

ア. 平成 29 年度学校図書館司書教諭講習申込書（必ず別添の本学指定用紙を使用してください。）

イ. 教育職員免許状授与証明書 1 通（複数の免許状を有する場合はいずれか 1 通）

なお、現職教諭については、所有する教員免許状の写しに、所属する学校長の『原本と相違ない』旨の証明（公印押印のもの）をもって授与証明書に替えることができます。

ウ. 学校図書館司書教諭講習規程第 3 条に規定する司書教諭の資格に必要な科目の単位の修得証明書（単位を修得した大学又は講習実施機関が発行したもの） 1 通（コピー不可）

エ. 改姓等により、所有している免許状又は証明書の記載事項と異なっている場合には、戸籍抄本 1 通

オ. 郵便番号、住所、氏名を記入し、**450 円切手を貼付（簡易書留扱い）**した「修了証書」送付用封筒 1 通（角形 2 号＝33 c m×24 c m）

※ 提出された書類は、この講習の目的以外には使用しません。なお、送付用封筒添付漏れの場合は、**修了証書を授与できません**のでご注意ください。

(4) 授与時期

修了証書の送付時期は、平成 30 年 3 月の予定です。